

2015年5月15日

各位

会社名 コマツ（株式会社小松製作所）
代表者名 代表取締役社長 大橋 徹二
本社所在地 東京都港区赤坂二丁目3番6号
（コード：6301 東証第一部）
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 本多 孝一
（TEL：03-5561-4711）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月24日開催予定の第146回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年（2014年）法律第90号）が2015年5月1日に施行され、社外取締役および社外監査役に加えて、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第27条第2項および第34条第2項に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第27条第2項を変更する議案の提出については、各監査役の同意を得ております。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるように現行定款第21条第2項の変更および同条第3項の新設を行うとともに、これに関連して、株主総会の招集権者および議長を定める現行定款第15条第1項および同条第2項の変更を行うものです。
- (3) 当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めています。上記（2）の変更に伴い、今回、執行役員を選任方法および役割等を明確にするため、定款第27条に執行役員に関する規定を新設するものです。
- (4) 上記（3）の第27条の新設に併せて条数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2015年6月24日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>〈2〉 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>〈2〉 取締役会は、その決議によって、<u>取締役のうち会長、社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>〈2〉 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>〈2〉 <u>株主総会においては、社長が議長となる。社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>取締役が</u>議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定する。</p> <p>〈2〉 取締役会は、その決議によって、<u>取締役または執行役員から社長1名を定める。</u></p> <p>〈3〉 <u>取締役会は、その決議によって、取締役から会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(執行役員)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>〈2〉 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 159 687 192">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="188 219 560 253">第28条～第33条（条文省略）</p> <p data-bbox="209 293 459 327">（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="188 333 783 517">第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="236 562 783 819">〈2〉 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="395 864 571 898">第6章 計算</p> <p data-bbox="188 925 592 958">第35条～第38条（条文省略）</p>	<p data-bbox="906 159 1310 192">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 219 1214 253">第29条～第34条（現行どおり）</p> <p data-bbox="831 293 1082 327">（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="810 333 1406 517">第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="858 562 1406 786">〈2〉 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="1018 864 1193 898">第6章 計算</p> <p data-bbox="810 925 1246 958">第36条～第39条（現行どおり）</p>

以上